

委託業務に関する仕様書

1 業務名

令和7年度大分スタートアップエコシステム構築事業委託業務

2 目的

次世代県経済の担い手育成を進めるためには、今後の成長が期待される事業分野や、社会的課題の解決に取り組む事業分野において、成長を志向するスタートアップやベンチャー型事業承継（以下「起業家」という。）を数多く創出する必要がある。

起業家の持続的な創出にあたっては、事業成長を果たした先輩起業家や経営者、起業家の支援者など多様なプレーヤーが起業家育成に自主的かつ継続的に関与する仕組み（以下、「スタートアップエコシステム」という。）の構築が重要である。

そこで、県内の起業家や先輩起業家、経営者、起業家の支援者などが参加するコミュニティイベント等を開催し、大分県版のスタートアップエコシステムの構築を図る。

3 委託業務の運営体制

本委託業務は、大分県及び公益財団法人大分県産業創造機構おおいたスタートアップセンター（以下、「おおいたスタートアップセンター」という）の共同運営とする。これを踏まえ、受託者は委託業務遂行にあたり以下を順守すること。

- ・本委託業務において作成する広報物（チラシやホームページ等）や、イベント開催時の実施主体の案内において、「主催：大分県、共同運営：おおいたスタートアップセンター（公益財団法人大分県産業創造機構）」と明記すること。
- ・本委託業務における県との連絡調整（メール等）には、おおいたスタートアップセンターのセンター長及び担当コーディネーターも含めること。
- ・本仕様書において規定する県との定期的なミーティングや、プログラム及び関連する各種イベント等の実施にあたっては、おおいたスタートアップセンターの担当コーディネーターも参加することから、日程調整に配慮すること。

4 本事業の位置付け

本委託業務の位置付けは別添1を参照することとし、受託者は、別添1の位置付けを十分理解した上で業務を遂行するものとする。

5 委託業務の実施期間

契約の日から令和8年3月31日

6 委託業務内容

(1) 委託業務の準備

- ・本仕様書に規定する各業務の工程を記載した全体工程表を作成の上、県の承認を得ること。工程表の様式は任意とする。
- ・事業実施にあたり、名称やロゴを作成する場合には、事前に県と協議すること。
- ・イベントへの参加者募集やイベント実績の発信などを目的としたホームページを作成すること。また、ホームページ掲載内容等は事前に県と協議すること。
- ・イベントの効果的な集客及び県内起業家の事業成長を目的とし、別添1に示す各事業の応募者や採択者の連絡先等登録情報を、各事業受託者と連携し、本人の同意を得た上で収集すること。
- ・イベントの情報発信、参加者募集にあたり、県内メディアと連携すること。なお、当該連携に係る費用は本事業の委託料から拠出すること。

(2) 県内でのビジネス交流イベントの開催

- ・県内において合計6回程度、県内の起業家や先輩経営者、企業の新規事業担当者、支援者等が参加するビジネス交流イベントを開催し、意欲の高い挑戦者や支援者らが参画する質の高いビジネスコミュニティを形成すること。
- ・イベント参加者数は、1回あたり20名程度とすること。また、新規事業や事業成長に感度・意欲の高い多様な参加者が集まるよう、情報発信方法を工夫すること。
- ・イベントの内容は、参加者の新規事業開発や事業成長などに資するものとし、詳細は県と事前に協議すること。また、コミュニティ形成に向け、イベント内で参加者同士が密にコミュニケーションでき、今後の事業成長に有益な関係性を構築できるよう工夫すること。
- ・実施方法はリアル開催とすること。
- ・イベントに講師を招へいする場合、講師招へいに係る経費（謝金や旅費等）は本事業の委託料から拠出すること。
- ・イベントには、おおいたスタートアップセンターと連携し、別添1に示す各事業の応募者や採択者を参加させること。
- ・イベント開催実績や交流状況をイベント開催後に県に報告するとともに、ホームページに掲載すること。

(3) 県外でのビジネスマッチングイベントの開催

- ・東京など大都市圏において合計4回程度、県内起業家と県外のビジネスパーソンらが参加するビジネスマッチングイベントを開催すること。
- ・イベント参加者数は、1回あたり20名程度とすること。
- ・イベント実施にあたっては、東京など大都市圏への進出、取引や資金調達、人材確保等

を目指す県内の有望な起業家・経営者らを、イベント1回あたり3名程度参加させること。また、県内起業家等を参加させるにあたり、1者につき旅費の半額又は3万円（税抜き）のうち少ない額を上限に補助すること。

- ・イベントの内容は、参加者の事業成長に向けた課題解決に資するものとし、詳細は県と事前に協議すること。また、イベント内で参加者同士が密にコミュニケーションでき、今後の事業成長に有益な関係性を構築できるよう工夫すること。
- ・実施方法はリアル開催とすること。
- ・イベントに講師を招へいする場合、講師招へいに係る経費（謝金や旅費等）は本事業の委託料から拠出すること。
- ・県内起業家の参加者募集にあたっては、おおいたスタートアップセンターと連携し、別添1に示す各事業の応募者や採択者へ優先的に呼びかけること。
- ・県外ビジネスパーソンの参加者募集にあたっては、現地の大分県人会等と連携するなど、本県経済への貢献や起業家支援などに意欲の高いビジネスパーソンが参加しやすいよう工夫すること。
- ・イベント開催実績や交流状況をイベント開催後に県に報告するとともに、ホームページに掲載すること。

（4）県内起業家の情報発信支援

①起業家展示会の開催

- ・主として一般消費者向け事業（BtoC）を営む県内起業家を対象に、試作品のテストマーケティングやプロダクトの販売促進に資する展示会イベントを、本事業期間中に1回開催すること。
- ・展示会の開催方法は、独自イベントの主催または他社主催イベントへの出展のいずれの方法でも可とし、可能な限り多くの来場が見込めるよう工夫すること。
- ・おおいたスタートアップセンターと連携の上、展示会に出展する県内起業家を5者程度募集すること。
- ・展示会来場者数は延べ200人以上を目指すこと。また、集客に向け、十分な広報・PR活動を実施すること。
- ・展示会来場者数や出展起業家の出展結果等を取りまとめ、展示会開催後に県に報告するとともに、展示会実施の様子をホームページで発信すること。

②地元メディアとの連携

- ・多様な起業家・経営者・支援者のコミュニティ参画促進を目的として、地元メディアと連携した情報発信を行うこと。
- ・発信した内容は、Webサイト等でアーカイブ視聴できるようにするなど、発信後もイベントの参加者募集等に活用できるよう整備すること。

- ・発信する内容は、本事業で開催するビジネス交流イベントの内容や講師、参加により得られた効果（マッチング事例）や特徴的な参加者など、イベントへの参加促進に寄与するものとし、詳細は県と協議すること。発信する内容については事前に県と協議すること。

③情報発信用冊子及びポスターの作成・配布

- ・起業家の情報発信や企業の事業成長を目的として、令和8年1月末～2月にかけて県や県内市町村等が実施するスタートアップやクリエイティブに関するイベント情報をまとめた冊子及びポスターを作成・配布すること。
- ・当該冊子及びポスターに掲げる名称は「OITA STARTUP CREATIVE MONTH 2026」とする。
- ・当該冊子及びポスターの規格及び部数並びに納期については、別添2のとおりとする。
- ・デザインや掲載するイベント、配布先等については事前に県と協議すること。
- ・掲載にあたっては、掲載イベントの運営事業者と十分連絡調整すること。

(5) 報告書の作成

- ・委託業務実施の内容及び成果をまとめた報告書を作成すること。
- ・報告書の様式は任意とするが、本仕様書6の(1)から(4)に記載した業務内容の実施状況・結果を漏れなく記載すること。
- ・報告書には、大分県版のスタートアップエコシステムの形成における今後の課題や方策などを盛り込むこと。

7 その他

- ・受託者は、県の求めに応じて、県が実施するスタートアップ支援機関の連絡会議に出席すること。
- ・本事業の準備や運営について、県と定期的なミーティングを実施し、事業運営の方針や内容の理解に齟齬がないようにすること。また、ミーティングのアジェンダ及び議事録は、ミーティング実施後に県と共有すること。
- ・感染症予防対応などのため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、県と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行うこと。なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、減額の変更契約を行うこと。
- ・本事業における制作物（ロゴ等）の著作権は、委託業務完了後に県へ無償で譲渡するものとする。なお、本事業において作成したホームページについて、委託業務完了後のホームページの維持管理に関する取扱いは、県と協議の上決定すること。
- ・本仕様書に記載された業務を実施するにあたり支出した費用に係る証憑（見積書や請求

書・領収書など)を適切に整備するとともに、事業実施年度の翌年度から5年間保管し、必要に応じて県に提出すること。

- ・その他仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議の上決定すること。

別添 1

令和7年度大分スタートアップエコシステム構築事業の位置付けについて

1 本事業は、県が実施する「令和7年度おおいたスタートアップ支援事業」のメニューの一つとして実施する。令和7年度に実施するおおいたスタートアップ支援事業は以下のとおり。

(1) 女性起業家創出促進事業

意欲的な女性起業家創出に向けたセミナー・ワークショップ等

(2) アトツギベンチャー創出支援事業

アトツギによる新規事業・家業変革に向けた講座・メンタリング等

(3) 大分発ニュービジネス発掘・育成事業

有望な起業家等の発掘・育成に向けたビジネスコンテスト開催等

(4) 成長志向起業家等育成支援事業

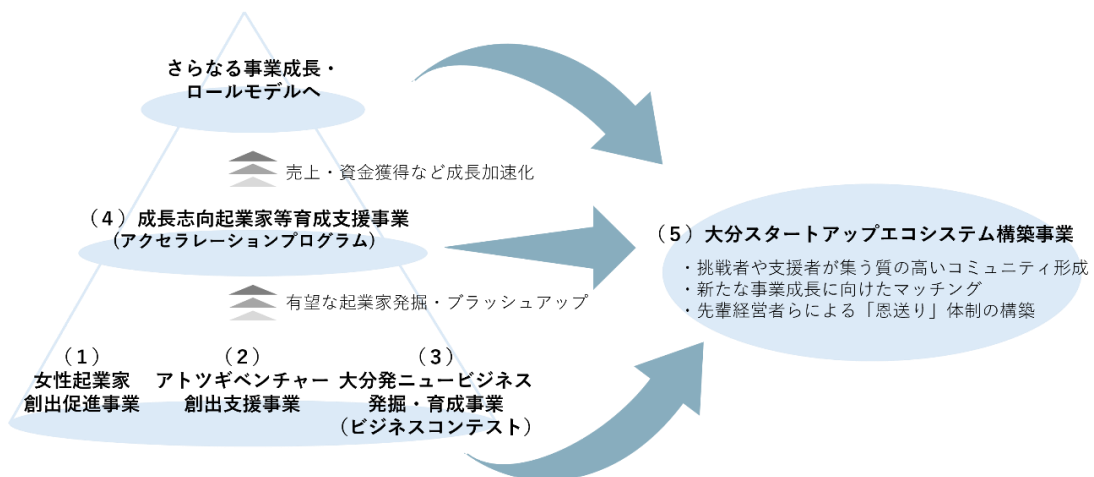
厳選した有望な起業家等に対する集中支援（アクセラレーションプログラム）

(5) 大分スタートアップエコシステム構築事業

多様な経営者、支援者等が参加するビジネス交流イベント開催等

2 本事業の位置付けについては、下図を参照し、受託者は委託業務遂行にあたり、常に下図に基づいた支援イメージを持つこと。

<参考図表>



別添2

「OITA STARTUP CREATIVE MONTH 2026」冊子及びポスターに関する規格等について

1 冊子について

- ・サイズはA4とし、フルカラー（コート紙135kg程度）とする。
- ・部数は3000部とする。

2 ポスターについて

- ・サイズはB2とし、フルカラー（コート紙135kg程度）とする。
- ・部数は100部とする。

3 納品先について

下記①及び②とする。配布先や部数の配分については県の指示を受けること。

- ①大分県商工観光労働部経営創造・金融課（大分市大手町3丁目1番1号）
- ②各配布先への直接納品

4 納期について

- ・令和8年1月9日（金）とする。
- ・納期から逆算し、適切なスケジュールを設定の上制作すること。